

## 日吉津村自治基本条例策定委員会（第21回）議事録

日時：10月15日（水）午後7時30分～10時00分

場所：役場第1・2会議室

出席者 田中委員長、田邊委員、河中委員、長谷川委員、土井委員、高森委員  
三島委員、破戸委員、松本委員

プロジェクト委員…小乾委員、小原委員、松田委員、里委員

欠席者 山路副委員長、成瀬委員、松岡委員、西委員、池田委員、奥田委員、  
川原委員、建部委員、山崎副委員長、井上委員、住田委員

**事務局** 前田課長、高田課長補佐、福井主査、鬼束主事

### ○委員長あいさつ

- ・先日の意見交換会は良い意見交換ができた。今後も皆さんで意見交換しながら進めていきたい。

### ○村長

- ・第21回の策定委員会ということでいよいよ大詰めを迎えていただいて感謝する。2回目のパブリック・コメントや住民への説明会などまだまだやることはあるが、最高規範としてのこの条例をもって行政を監視していただきたい。

### ○協議

#### ◇自治基本条例の内容の検討について

#### ◆条例案の検討

（事務局）

- ・資料の確認。
- ・前回までの変更点と経過説明。
- ・プロジェクトの意見を参考に進行してもらいたい。

【組織の構成】

（委員長）

- ・意見を加味して条例案にしたものだがどうか。（賛成）

【職員の役割と責務】

（事務局）

- ・「コーディネーター」という表現がどうか。まとめ役というような意味があるが、重い印象が。住民の支援という意味では行政の役割に入るか。

（田中委員長）

- ・第15条に職員の役割と責務の一部が組み込まれている。

（意見等）

- ・第17条の「遂行するよう努めなければならない」とあるが「遂行しなければならない」としてはどうか。

(委員長)

- ・「遂行しなければならない」で良いか。(賛成)

(意見等)

- ・「コーディネーター」という表現は使っても良いのか。
- ・広い意味があり、実際にどういう役割があるのか解釈に困るのでは。
- ・逐条解説に「コーディネーター」の解説を入れれば良いのでは。
- ・15条の5項にあるものが、「コーディネーター」の役割では。
- ・こちらの考える「コーディネーター」は、でしゃばらずに、黒子に徹する、というようなイメージ。
- ・第15条5項に書いてあることと同じ意味。
- ・事務局から動かされていると感じると、やる気がなくなる。
- ・表記の仕方が、「コーディネーター」か、日本語表記なのかという問題。内容についてはお互いに理解している。
- ・「村民の自主性を育てる」といった内容にすれば。
- ・意味をガチガチに固めるのが良いのか。それぞれの捉え方があっても良いと思う。
- ・はっきりとした定義付けは必要。「コーディネーター」という表現には複数の意味があり、誤解を生じるおそれがあるので、やめたほうが良いと思う。
- ・自主的にやってもらうのが一番。ただ、なるべく負担をかけないようにと考える。第15条の5項のような内容が一番理想的だと思う。
- ・実行委員会にもいろいろあって、自主的に発足した実行委員会なら職員があまり言わなくても良いが、団体からのスタートだと、役目で出席されて、あまり意見を言われたいという場合がある。「コーディネーター」と言われると、職員に依存されているという風を感じる。あくまで住民と同じ目線でのいるべき。
- ・でしゃばらずに、住民をサポートするというような文言に変えるのは。
- ・「コーディネーター」という部分が職員の役割と責務なのか、行政の役割と責務なのか、というところも考えないといけない。
- ・職員一人ひとりの心構えのようなものとして考えれば良いのでは。
- ・第17条の2項を職員の役割的なものと行政の役割的なものに分けた。

(委員長)

- ・逐条解説のような内容で良いか。(賛成)

## ※第6章 行政運営

### 【総合計画】

(委員長)

- ・ここはこのままでよいか。(賛成)

(意見等)

- ・「村民の意見が反映できるように」という表現は削ってよいか。(賛成)

【財政運営】

(委員長)

- ・「行財政改革に取り組むことにより」か「財源を効率的かつ効果的に活用し」か「総合計画に基づき財政計画を定めるとともに、財源を効率的かつ効果的に運用することにより」の3点のどれが良いか。

(意見等)

- ・「総合計画に基づき財政計画を定めるとともに、財源を効率的かつ効果的に運用することにより」の表現が良い。(賛成)

【行政評価】

(委員等)

- ・「成果」の後の「など」は削らなくても良いのでは。

(委員長)

- ・「など」は残すことでよいか。(賛成)

【法令遵守と倫理規範の確立】

(意見等)

- ・「法令を適切に解釈し」という表現はおかしいのでは。
- ・法令は簡潔に書いてあり、解釈の仕方も幅広い。間違った解釈をしないように逐条解説がある。

(委員長)

- ・個々に解釈は違って適正でなければダメですよ、という意味でこのような条例案になったと思うが。
- ・「法令を遵守し、適正に運用しなければならない」でよいか。(賛成)

【監査】

(委員長)

- ・ここはこのままでよいか。(賛成)

【危機管理】

(意見等)

- ・ここは前回の会で行政の役割と責務という意見が出ていたが、行政の役割と責務では村全体のことで、ここでは具体的なものを挙げる。
- ・行政の役割と責務には、行政の姿勢などを記載してあるもので、危機管理などの具体的な施策を載せるべきではない。
- ・「行政は関係機関等と協力して」とあるが、協力するしない以前に行政責任として取り組むことがあるのではないかと、思うので行政の役割と責務に入れても良いのでは。
- ・2項に分けるのはどうか。

(委員長)

・危機管理のところを2項に分けることで良いか。(賛成)

## ※第7章 情報の共有

### 【情報の共有】

(意見等)

- ・「村民意向」というより「村民ニーズ」の方が分かりやすい。
- ・「村民意向」ではなく「村民の意向を」とすれば良いのでは。

(委員長)

- ・「村民の意向を」ということで良いか。(賛成)

### 【情報の公開】

(委員長)

- ・「知る権利を保障し」から「知る権利を尊重し」にして良いか。(賛成)

### 【個人情報保護】

(委員長)

- ・「村民の基本的な人権を尊重するため」を削ることで良いか。(賛成)

### 【説明責任】

(委員長)

- ・「企画立案」とすることで良いか。(賛成)

## ※第8章 参画と協働の推進

### 【参画】

(意見等)

- ・「保障」が「拡充」となったのはなぜか。
- ・どこまでできるのかという意見があり、保障までできるのかと考えると拡充の方が良い。

(委員長)

- ・「拡充」という表現で良いか。(賛成)

### 【協働】

(委員長)

- ・逐条解説の意見で良いか。(賛成)

### 【コミュニティ】

(委員長)

- ・「自主的に」を「積極的に」としたほうが良いという意見があるが、「自主的に」が良いという意見が多いのでそのままにする。(賛成)

### 【自治会】

(意見等)

- ・「自治公民館」ではなく「自治会公民館」ではないか。

(委員長)

- ・「自治会公民館」で良いか。(賛成)

### 【審議会等】

(委員長)

- ・このままで良いか。(賛成)

【村民意見募集】

(意見等)

- ・「方法」ではなく「方策」の方が良いのでは。(賛成)

【住民投票】

(事務局)

- ・「村長が提案する住民投票」という表現が落ちていた。
- ・第1項を変更する。(賛成)

【住民投票の請求等】

(委員長)

- ・十分な議論がされているのでここはこのままで良いか。(賛成)

※第9章 国、他の自治体等との関係

【国や県、他の自治体との協力・連携】

(委員長)

- ・ここはこのままで良いか。(賛成)

※第10章 日吉津村自治基本条例推進委員会

【推進委員会の設置等】

(意見等)

- ・推進委員会ではなく、審議会の方が適切か。
- ・委員会が審議会的な位置付けになっている。審議会でなければいけないということはない。
- ・従来の審議会よりも自発的なイメージ。なので推進委員会としている。
- ・あえて推進委員会とすることで他とは違った条例になるのでは。

(委員長)

- ・「提出できるものとします」に変えてよいか。(賛成)

(意見等)

- ・「軽微な変更など」の「など」は不要ではないか。(「など」削除)
- ・「提言することができるものとします」を「提言できるものとします」としたほうが良いか。(変更)

※第11章 条例の改正

【条例の改正】

(委員長)

- ・ここはこのままで良いか。(賛成)

(事務局)

- ・附則については色々な表現があるので、今後検討する。
- ・語尾の表現も今後精査する。

◆今後の進め方・その他

(事務局)

- ・第1回目の自治会説明会を11月5日か6日に予定。各グループに分かれて行う。議会に対しては17日の全員協議会に提出。

○閉会